平成２１年（フ）第７７４号
栃木県宇都宮市西刑部町1344番地
債務者　鈴木　美里
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７７５号
栃木県下都賀郡藤岡町大字甲374番地
債務者　阿部喜美男
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３００８号
神奈川県大和市福田４丁目19番地５　川戸ハイツ201号
債務者　齋藤　香織（旧姓小室・柳澤）
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０２１号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目１番８―854号、住民票上の住所神奈川県藤沢市天神町２丁目２番地の26
債務者　八木　克典
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７７６号
栃木県真岡市小林763番地２　市営三ノ宮団地Ａ―26号、前住所静岡県富士宮市北山5203番地の15
債務者　高橋　清子（旧姓川部）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７２３号
岡山市北区内山下１丁目15番12―502号
債務者　福田美奈子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７６５号
岡山市北区野田３丁目11番20号　オーアイ野田203号、住民票上の住所岡山市中区原尾島３丁目12番62号　リベール国富605号
債務者　折目　勝一
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６８９４号
大阪府門真市宮野町３番22―612号
債務者　池内　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９７８号
大阪府八尾市安中町４丁目１番28号　八尾ストークハイツ111号
債務者　深見　由佳
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７８号
栃木県宇都宮市御幸ヶ原町143番地145　サンフルハウス増渕Ｂ―102、前住所栃木県宇都宮市立伏町463番地75
債務者　西野　久人
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７７９号
栃木県宇都宮市御幸ヶ原町143番地145　サンフルハウス増渕Ｂ―102、前住所栃木県宇都宮市立伏町463番地75
債務者　西野　節子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２０４号
栃木県下野市下古山835番地３
債務者　池田雄一郎
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第４３０号
岡山市北区大元１丁目７番22―705号
債務者　表谷野英子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４５５号
岡山市東区可知２丁目２番５－２号　清見アパート１Ｆ－２
債務者　岸本　　恵
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８７７号
岡山県和気郡和気町保曽1462番地
債務者　草加　伸一
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部